

令和2年度実施施策に係る政策評価書

(文R2-2-8)

施策名	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進				部局名	初等中等教育局 特別支援教育課	作成責任者	山田 泰造		
施策の概要	障害のある子供について、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う体制を充実する。						政策評価 実施時期	令和3年8月		
施策に係る内閣の 重要施策(主なもの)	第3期教育振興基本計画 目標(15) 等									
施策の予算額・執行額 【千円】 (単独施策に係る予算)	区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度要求額		
	当初予算	15,527,728		15,749,381		16,120,181		18,704,108		
	補正予算	30,000		0						
	繰越し等	130,224		0						
	合計	15,687,952		15,749,381						
	執行額	13,975,910		0						
達成目標1	全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。					目標設定の 考え方・根拠	第四次障害者基本計画や教育振興基本計画等を踏まえ、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、以下の成果指標に示すとおり、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠と、判定の理由	
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度			
①幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	81.9%	81.9%	82.6%	90.9%	—	—	おおむね100%	A	【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】 ・一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、必要と判断された全ての児童等に対し、個別の指導計画が作成されることが望ましいことから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：実際に個別の指導計画が作成されている児童等 分母：幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等 【出典】文部科学省特別支援教育課調べ 【判定の理由】 個別の指導計画の作成率は毎年向上しており、過去の伸び率を踏まえると、目標年度までには十分目標値に到達可能であるため。	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度		
②幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	75.7%	75.7%	77.1%	84.8%	—	—	おおむね100%	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携し、長期的に一貫した支援を行うため、必要と判断された全ての児童等に対し、個別の指導計画が作成されることが望ましいことから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等 分母：幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等 <p>【出典】文部科学省特別支援教育課調べ</p> <p>【判定の理由】</p> <p>個別の支援計画の作成率は毎年向上しており、過去の伸び率を踏まえると、目標年度までには十分目標値に到達可能であるため。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度		
③幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	66% ※個別の教育支援計画のみ	66% ※個別の教育支援計画のみ	74.6% ※個別の教育支援計画のみ	72.4%	—	—	おおむね100%	B	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の批准及び障害者差別解消法の施行等を踏まえ、通常の学校において合理的配慮が着実に提供されていくことが必要であることから、第四次障害者基本計画の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている幼・小・中・高等学校等の数 分母：全国の幼・小・中・高等学校等の数 <p>【出典】文部科学省特別支援教育課調べ</p> <p>【判定の理由】</p> <p>達成率は増加傾向にあるものの、過去の伸び率を踏まえると一層の取組が必要。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度		
④特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を全て行っている幼・小・中・高等学校等の割合	53.3%	—	—	53.3%	—	—	おおむね100%	C	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校が、組織として、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう校内支援体制を構築する必要があることから、第四次障害者基本計画の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を全て行っている幼・小・中・高等学校等の数 分母：全国の幼・小・中・高等学校等の数 <p>(注) 校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、個別の指導計画・個別の教育支援計画への合理的配慮の明記及び教師の専門性向上</p> <p>【出典】文部科学省特別支援教育課調べ</p> <p>【判定の理由】</p> <p>個々の取組の達成率は増加傾向にあり、全体の目標達成には寄与しているものの、「必要な取組全て」という測定指標に基づく一層の取組が必要</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度		
⑤特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状保有状況の割合	75.8%	75.8%	77.7%	79.8%	83.0%	84.9	おおむね100%	B	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようにするためには、障害のある幼児児童生徒に対する教育を担当する者を中心に、教員の資質を向上させることが必要であることから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：当該障害種の免許状保有者数 ・分母：特別支援学校教員数 <p>【出典】文部科学省特別支援教育課調べ</p> <p>【判定の理由】</p> <p>達成率は増加傾向にあるものの、過去の伸び率を踏まえると一層の取組が必要。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠と、判定の理由
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度		
⑥センター的機能を主として担当する校務分掌・組織を設けている特別支援学校の割合	92.4%	—	96.3%	—	—	—	100.0%	A	<p>【測定指標の設定理由及び目標値の設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の体制整備や地域の障害のある幼児児童生徒の支援強化に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実することが必要であるため、第四次障害者基本計画の成果目標等を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：センター的機能を主として担当する校務分掌・組織を設けている特別支援学校数 ・分母：全国の特別支援学校数 <p>【出典】文部科学省特別支援教育課調べ</p> <p>【判定の理由】</p> <p>過去の伸び率を踏まえると、目標年度までには十分目標値に到達可能であるため。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
達成手段	特別支援教育充実事業、切れ目ない支援体制整備充実費補助、特別支援教育設備整備費等補助、特別支援教育就学奨励費負担等、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費、改正学校教育法施行規則、特別支援教育担当者会議、合理的配慮普及推進セミナー、特別支援教育教育課程等研究協議会、免許法認定通信教育								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	相当程度進展有り	測定指標④を除き概ね目標達成への進捗が着実に進んでいるため
	施策の分析	<p>【必要性】 障害者の権利に関する条約等の理念に基づき、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が一人一人のニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにするため、第4次障害者基本計画を始め、中教審答申や新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告においても各施策の必要性が明記されている。</p> <p>【効率性】 国主導の法令・予算に基づく事業に加え、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所とも連携しながら特別支援教育に関する取組（研修・普及啓発・情報発信等）を実施することにより、可能な限り早期の目標達成が見込まれる。</p> <p>【有効性】 各測定指標の実績値の過去の伸び率は増加傾向にあり有効と考えられる。（なお、学校の調査への回答負担軽減による項目の精選により毎年度聴取出来ていない項目もあるが、目標達成年度には聴取する予定）</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>「障害者の権利に関する条約」や「第4次障害者基本計画」等に基づき、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うために、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が、適切な指導や必要な支援を受けられるよう個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を含む特別支援教育を行うための体制の整備を促すなど、引き続き目標達成に向けて努めていく。また、今般改訂を行った障害のある子供の教育支援の手引等、国の施策や方針に関する情報提供や周知を徹底し、各指標の実績値の向上を目指す。</p> <p>特に、判定Cの測定指標④については、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、個別の指導計画・個別の教育支援計画への合理的配慮の明記、教師の専門性向上（校内研修の実施、外部研修の参加）といった個々の取組の達成率の総計となっているが、学校段階毎の達成割合をみると、幼保連携型認定こども園19.9%、幼稚園27.8%、小学校73.0%、中学校63.0%、高等学校36.5%と、特に幼児教育段階における達成率の低さがみられるため、こうした特に低い値となっている取組につき重点的に取り組むことで、実績値の向上を目指す。</p> <p>特別支援教育を受ける児童生徒数は年々増加傾向にあり、今後、ハード面の整備や自治体の状況把握等も含め、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う体制整備を複合的に進める。</p> <p><達成目標に関連する主な概算要求> ・切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実（令和4年度の概算要求額：4,900百万円：拡充）</p>	
学識経験を有する者の意見	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標1の測定指標④の実績値が低い要因について詳細な分析とその対応策を検討するべきではないか。 達成目標1について、すべての目標が100%となっているが、重要なのは現状を踏まえ、年度ごとの目標値の持ち方にあり、現状に鑑みれば相当程度の進展があると思われるので、指標やその目標について見直しが必要ではないか。 		